

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4517191号  
(P4517191)

(45) 発行日 平成22年8月4日(2010.8.4)

(24) 登録日 平成22年5月28日(2010.5.28)

(51) Int.Cl. F I  
**B 4 2 D 15/02 (2006.01)** B 4 2 D 15/02 5 O 1 Z  
**B 4 2 D 11/00 (2006.01)** B 4 2 D 11/00 L

請求項の数 2 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2004-125863 (P2004-125863)	(73) 特許権者	501244200
(22) 出願日	平成16年4月21日 (2004.4.21)		株式会社KALBAS
(65) 公開番号	特開2005-305831 (P2005-305831A)		愛知県春日井市如意申町5-9-10
(43) 公開日	平成17年11月4日 (2005.11.4)	(74) 代理人	110001036
審査請求日	平成19年2月20日 (2007.2.20)		特許業務法人暁合同特許事務所
		(72) 発明者	植木 真里子
			愛知県春日井市如意申町5-9-10 ヒ
			サゴレーベル株式会社内
		(72) 発明者	西田 政明
			愛知県春日井市如意申町5-9-10 ヒ
			サゴレーベル株式会社内
		(72) 発明者	広瀬 賢二
			愛知県春日井市如意申町5-9-10 ヒ
			サゴレーベル株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 親展カード作成用紙

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材シートには、これに対して剥離可能かつ再接着不能に積層されている透明又は半透明の剥離フィルムを介して粘着剤層が積層されると共に、その粘着剤層に剥離シートが剥離可能に積層されており、

前記剥離シートは切断可能線によって第1および第2の2つの領域に区切られ、その剥離シートに情報を印刷した後、前記第2の領域を前記切断可能線により前記第1の領域から切り離して前記粘着剤層から剥離することで露出された前記粘着剤層を、前記第1の領域を隠すように折り重ねて接着することで全体として二つ折り状態とすることが可能となっているとともに、

前記基材シートのうち前記剥離シートの前記第1の領域に折り重ねられる領域には、その領域の少なくとも一部を前記剥離フィルムからはぎ取ることで前記剥離シートの前記第1の領域に印刷された情報を読み取り可能とするひとつまたは複数のループ状の切断可能線が形成されていることを特徴とする親展カード作成用紙。

【請求項2】

前記剥離シートの前記第2の領域と、この第2の領域に重ねられた前記粘着剤層、前記剥離フィルム、および前記基材シートには、これらの一部領域を他の領域から一体的に切り離し可能とする切断可能線が形成されていることを特徴とする請求項1に記載の親展カード作成用紙。

【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、例えば給与明細等の親展用のカードを簡単に作成可能な親展カード作成用紙に関するものである。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、例えば個人に手渡される給与明細の通知書は、一枚の用紙に印刷した給与明細書を封筒に収容した状態で配布するのが一般的である。このような形態のものは、給与明細書を封筒に収容する際に、明細書と封筒の氏名が間違わないように慎重な確認が必要であり、手間がかかる。或いは、給与明細書の氏名記載部分だけが窓枠状に開口された専用の封筒を利用する場合もあるが、いずれにせよ、いちいち封筒の中に給与明細書を収容して封印する作業が面倒であるという問題がある。また、封筒を別途準備しなければならず、コストがかかる上、ゴミが増えて環境にもよくない。さらに、給与明細書の会社側の控えも別途印刷しなければならない。

10

## 【特許文献1】実用新案登録第3084782号

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0003】

本発明は上記諸事情に鑑みてなされたものであって、例えば給与明細等の個人情報を外から見えないように保護可能で、かつ、控えも同時に作成することができる親展カード作成用紙を提供することを目的とするものである。

20

## 【課題を解決するための手段】

## 【0004】

上記課題を解決するための請求項1の親展カード作成用紙は、基材シートには、これに対して剥離可能かつ再接着不能に積層されている透明又は半透明の剥離フィルムを介して粘着剤層が積層されると共に、その粘着剤層に剥離シートが剥離可能に積層されており、前記剥離シートは切断可能線によって第1および第2の2つの領域に区切られ、その剥離シートに情報を印刷した後、前記第2の領域を前記切断可能線により前記第1の領域から切り離して前記粘着剤層から剥離することで露出された前記粘着剤層を、前記第1の領域を隠すように折り重ねて接着することで全体として二つ折り状態とすることが可能となっているとともに、前記基材シートのうち前記剥離シートの前記第1の領域に折り重ねられる領域には、その領域の少なくとも一部を前記剥離フィルムからはぎ取ることで前記剥離シートの前記第1の領域に印刷された情報を読み取り可能とするひとつまたは複数のループ状の切断可能線が形成されているところに特徴を有する。

30

## 【0005】

上記請求項1の発明の親展カード作成用紙によれば、まず、剥離シートの第1および第2の領域の2箇所、例えば氏名と給与明細とをプリンタによって印刷する。そして、剥離シートの第2の領域を切断可能線によって第1の領域と切り離しつつ、粘着剤層から引き剥がす。このようにして分離された剥離シートの第2の領域、すなわち、一方の給与明細書は、会社側の控えとすることができる。

40

## 【0006】

次に、第2の領域が除去されたことにより露出された粘着剤層が内側となるように、剥離シートの切断可能線に沿って残りの用紙全体を2つに折り曲げ、粘着剤層を剥離シートの第1の領域を隠すように重ね合わせて押しつけることにより、両者を接着する。これにより、剥離シートの第1の領域に印刷された情報は外部から見ることはできない状態となる。

## 【0007】

剥離シートの第1の領域に印刷された情報を見る場合は、基材シートに形成された切断可能線に沿って基材シートの一部領域を引き剥がす。すると、基材シートが剥がされた部分には剥離フィルムが露出するが、この剥離フィルムおよびこれに重ねられた粘着剤層は

50

透明または半透明であるから、これら剥離フィルムおよび粘着剤層を介して、剥離シートの第1の領域に印刷された情報が読み取り可能な状態となる。

【0008】

このように、請求項1の発明によれば、剥離シートに印刷を行ってその一部領域（第2の領域）を除去し、露出した粘着剤層を残りの領域（第1の領域）に折り重ねて接着させるといった簡単な作業により、給与明細等の個人情報を外部から保護可能な親展カードと、所望の情報が印刷された分離された控え紙片とを同時に作成することができる。また、基材シートは一旦剥離フィルムから引き剥がしたら再接着不可能とされているから、基材シートで覆われている部分は情報が秘密保持されている保証になるという効果を奏する。さらに、このようなカード形式の給与明細等は、封筒を使用する場合と比較して、封印作業が簡単であるとともに、ゴミが少なく環境の面からも好ましい。

10

【0009】

また、例えば所属部署や氏名等の情報は、剥離シートの第2の領域と、この第2の領域に重ねられた粘着剤層、剥離フィルム、および基材シートに、これらの一部領域を他の領域から一体的に切り離し可能とする切断可能線を形成しておく（請求項2の発明）ことによっても、外部から読み取り可能とすることができる。

【0010】

すなわち、剥離シートの第1および第2の領域の2箇所に、氏名と給与明細とをプリンタによって印刷した後、切断可能線によって第2の領域およびそれに重ねられた粘着剤層、剥離フィルム、および基材シートの一部領域を、親展カード作成用紙の他の領域から一体的に切り離す。そして、残された用紙の剥離シートの第2の領域を第1の領域と切り離しつつ粘着剤層から引き剥がすとともに、用紙を2つに折り曲げ、露出された粘着剤層を剥離シートの第1の領域を隠すように重ね合わせて接着する。この時、上記したように、第1の領域に重ね合わされる第2の領域内の一部領域は予め一体的に取り除かれているから、この取り除かれた部分は剥離シートの第1の領域を覆うことはなく、第1の領域の一部が外部に露出した状態とされる。すなわち、第1の領域のこの部分に部署や氏名等の情報を予め印刷しておくことにより、これらの情報を外部から読み取り可能な親展カードを得ることができる。

20

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

<第1実施形態>

以下、本発明を具体化した第1実施形態について図1ないし図5を参照して説明する。

本実施形態の親展カード作成用紙10は、個人に配布する給与明細書に適用させたものであって、図2に示すように、基材シート11と、透明または半透明の例えばポリエチレン製の剥離フィルム12と、一般的な粘着剤からなる粘着剤層13と、例えばインクジェットプリンタにより印刷可能な紙製の剥離シート14とを順に重ね合わせてなる、B5版の大きさのシートである。

【0012】

図1(A)は本実施形態の親展カード作成用紙10の剥離シート14側から見た平面図、また図1(B)は基材シート側11から見た平面図である。図1および図2に示すように、剥離シート14には、このシートの長手方向を2等分割する位置に、剥離シート14を第1の領域14Aおよび第2の領域14Bの2つの領域に区分するハーフカットの切断可能線16が形成されている。第1の領域14Aは給与の受取人のための領域であり、第2の領域14Bは給与の支払者（会社）側のための領域である。

40

【0013】

また、基材シート11のうち、上記剥離シート14の第2の領域14Bに重ねられた領域内に、2つのループ状の切断可能線17, 18が形成されている。これらの2つの切断可能線17, 18は、図1に示すように、図中上下位置となるように配されており、上部側（以下第1の切断可能線17とする）の包囲面積が小さく、下部側（以下第2の切断可能線18とする）の包囲面積が大きくなるように異なる寸法で設けられている。

50

## 【 0 0 1 4 】

なお、剥離シート14のうち第2の領域14Bの粘着剤層13と向き合う面側には、この第2の領域14Bを粘着剤層13から容易に剥離可能とするための剥離剤15が設けられている(図2参照)。

## 【 0 0 1 5 】

次に、上述した本実施形態の親展カード作成用紙10の使用方法について説明する。

親展カード作成用紙10を使用する場合には、図1に示すように、まず剥離シート14の第1の領域14Aおよび第2の領域14Bの2箇所、それぞれ個人の職員番号・氏名および給与明細をプリンタによって印刷する。なおこのとき、第1の領域14Aに印刷する職員番号・氏名は、後述するように基材シート11がこの第1の領域14Aに折り重ねられた場合に、第1の切断可能線17により包囲される領域と対応する位置に印刷することとする。同様に、給与明細は、第2の切断可能線18により包囲される領域と対応する位置に印刷することとする。

10

## 【 0 0 1 6 】

次に、剥離シート14のうち第2の領域14Bの例えば角部を粘着剤層13からつまみ上げ、この第2の領域14Bを切断可能線16に沿って第1の領域14Aから切り離しつつ、粘着剤層13から引き剥がす(図3参照)。剥がされた第2の領域14Bは、会社側の給与明細書の控えとして保管する。

## 【 0 0 1 7 】

この時、剥離シート14の第2の領域14Bが引き剥がされたことにより、粘着剤層13の一部(剥離シート14の第2の領域14Bに対応する部分)は露出された状態となっている。

20

## 【 0 0 1 8 】

次に、露出された粘着剤層13が内側となるように切断可能線16に沿って用紙10を2つに折り曲げ、粘着剤層13を剥離シート14の第1の領域14Aを隠すように重ね合わせるとともに押し付けることにより、両者を接着させる。そして、基材シート11に形成された第1の切断可能線17の内側領域の一端部をつまみあげ、切断可能線17に沿ってその内側領域を剥離フィルム12から引き剥がす(図4参照)。これにより、剥離シート14の第1の領域14Aに印刷された職員番号および氏名が、剥離フィルム12および粘着剤層13を介して外部から読み取り可能とされる。一方、給与明細は基材シート11によってなお読み取り不可能に保護されている。この状態で、給与明細の親展カードが個人に配布される。

30

## 【 0 0 1 9 】

このような親展カード作成用紙10によって作成されたカードを受取ったら、基材シート11に形成された第2の切断可能線18の内側領域の一端部をつまみ上げ、切断可能線18に沿ってその内側領域を剥離フィルム12から引き剥がせばよい(図5参照)。これにより、剥離シート14の第1の領域14Aに印刷されている給与明細が、剥離フィルム12および粘着剤層13を介して読み取り可能となる。

## 【 0 0 2 0 】

このように、本実施形態の親展カード作成用紙10によれば、剥離シート14に印刷を行い、その一部(第2の領域14B)を粘着剤層13から剥ぎ取り、残存した用紙を折り重ねて接着するとともに基材シート11の第1の切断可能線17の内側領域を引き剥がすという簡単な作業により、個人に配布用の給与明細書と会社側の給与明細書の控えとを同時に作成することが可能である。また、基材シート11は剥離フィルム12に対して再接着不可能とされているので、基材シート11により隠された情報は秘密保持されているという保証になる。さらに、このような親展カードはゴミも少なく、環境によい。

40

## 【 0 0 2 1 】

< 第2実施形態 >

次に、本発明の第2実施形態について図6ないし図8を参照して説明する。上記第1実施形態と同様の部分は、説明を省略する。

50

本実施形態の親展カード作成用紙 20 は、図 6 に示すように、剥離シート 24 の長手方向を 2 等分割する位置に切断可能線 26 (以下第 1 の切断可能線とする) が形成されているのに加え、第 2 の領域 24 B をさらに 2 分割する第 2 の切断可能線 29 が形成されているところが、上記第 1 実施形態のものとは異なる。この第 2 の切断可能線 29 は、図 6 中第 2 の領域 24 B 内の上方寄りに、上辺に沿うように形成されている。また、この第 2 の切断可能線 29 は、剥離シート 24 のみならず、粘着剤層 23、透明フィルム 22、および基材シート 21 にも貫通するように設けられている。さらに、第 1 の切断可能線 26 のうち、第 2 の切断可能線 29 よりも図中上方寄りに位置する部分も、粘着剤層 23、透明フィルム 24、および基材シート 21 を一括に貫通するように形成されている。これにより、第 1 の切断可能線 26 の一部および第 2 の切断可能線 29 に囲まれた第 2 の領域 24 B 内の一部領域 T は、他の領域から一体的に切り離し可能とされている。

10

なお、上記第 1 実施形態の切断可能線 16 はハーフカットとしたが、本実施形態の切断可能線 26, 29 はマイクロミシン目によって形成されている。

#### 【0022】

さて、本実施形態の親展カード作成用紙 20 を使用する場合も、上記第 1 実施形態と同様に、剥離シート 24 の第 1 の領域 24 A および第 2 の領域 24 B の 2 箇所、それぞれ個人の職員番号・氏名および給与明細をプリンタによって印刷する。その後、第 1 および第 2 の切断可能線 26, 29 によって囲まれた剥離シートの一部領域 T を、粘着剤層 23、剥離フィルム 22、および基材シート 21 とともに一体的に他の領域から切り離す(図 7 参照)。そして、剥離シート 24 の第 2 の領域 24 B の残された領域を、第 1 の領域 24 A から切り離しつつ粘着剤層 23 から引き剥がす。剥がされた第 2 の領域 24 B は、会社側の給与明細書の控えとして保管する。

20

#### 【0023】

次に、露出された粘着剤層 23 が内側となるように用紙 20 を切断可能線 26 に沿って折り曲げ、粘着剤層 23 を剥離シート 24 の第 1 の領域 24 A に重ね合わせるとともに押し付けることにより、両者を接着させる(図 8 参照)。この時、第 1 の領域 24 A のうち氏名等の情報が印刷されている上部付近は、第 2 の領域 24 B の一部領域 T がすでに取り除かれているため、外部に露出した状態となっている。これにより、氏名等の情報が読み取り可能とされる。

#### 【0024】

このように、本実施形態の親展カード作成用紙 20 においても、簡単な作業によって個人に配布用の給与明細書と会社側の給与明細書の控えとを同時に作成することが可能であるという作用効果を奏する。

30

#### 【0025】

##### < 第 3 実施形態 >

本発明の第 3 実施形態について図 9 ないし図 11 を参照して説明する。

本実施形態の親展カード作成用紙 30 は、職員番号や氏名等の情報を、剥離シート 34 に印刷するのではなく、基材シート 31 に直接印刷することにより、外部から読み取り可能とした点が上記第 1 および第 2 実施形態とは異なる。すなわち、基材シート 31 には上記第 1 実施形態でいうところの第 2 の切断可能線 38 のみが形成されている構成である。

40

#### 【0026】

本実施形態の親展カード作成用紙 30 を使用する場合には、まず、剥離シート 34 の第 1 および第 2 の領域 34 A, 34 B の 2 箇所に給与明細を印刷するが、職員番号や氏名等の情報は、第 1 の領域 34 A には印刷せず、基材シート 31 側(第 2 の領域 34 B の裏面)に印刷しておく。そして、第 2 の領域 34 B を切断可能線 36 に沿って第 1 の領域 34 A から切り離しつつ粘着剤層 33 から引き剥がし、分離された第 2 の領域 34 B を会社側の控えとする(図 10 参照)。また、露出された粘着剤層 33 を第 1 の領域 34 A に重ね合わせて接着すると、個人配布用の給与明細書の親展カードが完成する(図 11 参照)。

このように、本実施形態の親展カード作成用紙 30 は、カードの作成作業がより簡単であるという作用効果を奏する。

50

## 【0027】

<他の実施形態>

本発明は上記記述及び図面によって説明した実施形態に限定されるものではなく、例えば次のような実施形態も本発明の技術的範囲に含まれ、さらに、下記以外にも要旨を逸脱しない範囲内で種々変更して実施することができる。

## 【0028】

(1) 上記実施形態では、個人配布用の給与明細と会社側の控えの給与明細を横に並べて印刷する構成としたが、これに限らず、例えば図12に示すように、縦に並べて印刷するようにしてもよい。また、剥離シート44の切断可能線46も、シートを2等分割する位置ではなく、図12中下方側に少しずらして形成することにより、上端部に印刷した職員番号や氏名等の情報を直接読み取り可能な構成としてもよい(図13および図14参照)。

10

## 【0030】

(2) 上記実施形態では、親展カード作成用紙をB5サイズとしたが、サイズは特に限定されず、例えば、A3、A4、A5、A6、B4等の用紙であってもよい。

## 【0031】

(3) 上記実施形態では、各切断可能線をハーフカットあるいはマクロミシン目としたが、切断可能であればこれらに限定されない。

## 【0032】

(4) 剥離シートおよび基材シートの材質は、特に限定されない。例えば、コート紙、上質紙、クラフト紙、微塗工紙、サマル紙その他が使用できる。

20

## 【0033】

(5) 上記実施形態では、給与明細用の親展カード作成用紙を例にとって説明したが、これに限らず、その他の親展カードに適用してもよいことはもちろんである。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0034】

【図1】本発明の第1実施形態の親展カード作成用紙の平面図

【図2】同じく図1のA-A断面図

【図3】同じく剥離シートの第2の領域を剥がした場合を示す斜視図およびそのB-B断面図

30

【図4】同じく親展カード作成用紙を二つ折りにした場合を示す斜視図およびそのC-C断面図

【図5】同じく剥離シートに印刷された情報を読み取る場合を示す斜視図

【図6】本発明の第2実施形態の親展カード作成用紙の平面図

【図7】同じく親展カード作成用紙の一部を切り離すとともに剥離シートの第2の領域を剥がした場合を示す斜視図

【図8】同じく親展カード作成用紙を二つ折りにした場合を示す斜視図

【図9】本発明の第3実施形態の親展カード作成用紙の平面図

【図10】同じく剥離シートの第2の領域を剥がした場合を示す斜視図

【図11】同じく親展カード作成用紙を二つ折りにした場合を示す斜視図

40

【図12】本発明の他の実施形態の親展カード作成用紙の平面図

【図13】同じく剥離シートの第2の領域を剥がした場合を示す斜視図

【図14】同じく親展カード作成用紙を二つ折りにした場合を示す斜視図

## 【符号の説明】

## 【0035】

10, 20, 30 ... 親展カード作成用紙

11, 21, 31, 51 ... 基材シート

12, 22, 32 ... 剥離フィルム

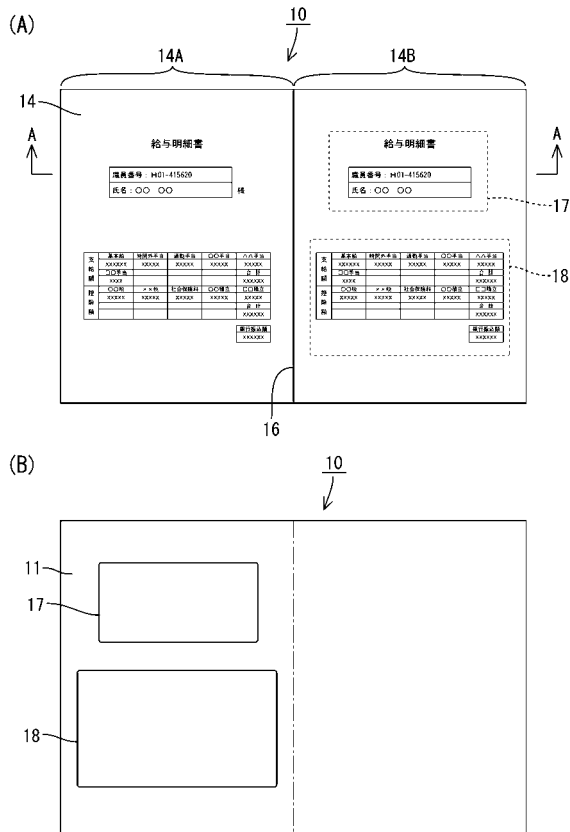
13, 23, 33 ... 粘着剤層

14, 24, 34, 44, 54 ... 剥離シート

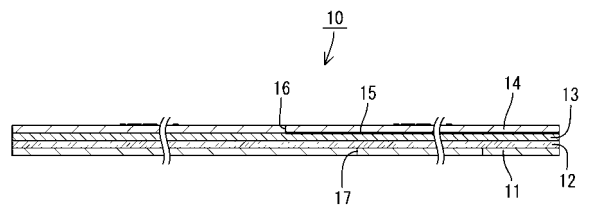
50

- 1 4 A , 2 4 A , 3 4 A , 5 4 A ... 第 1 の 領 域
- 1 4 B , 2 4 B , 3 4 B ... 第 2 の 領 域
- 1 5 ... 剥 離 剤
- 1 6 , 3 6 , 4 6 ... 切 断 可 能 線
- 1 7 ... 第 1 の 切 断 可 能 線
- 1 8 , 2 8 , 3 8 ... 第 2 の 切 断 可 能 線
- 2 6 ... 第 1 の 切 断 可 能 線
- 2 9 ... 第 2 の 切 断 可 能 線

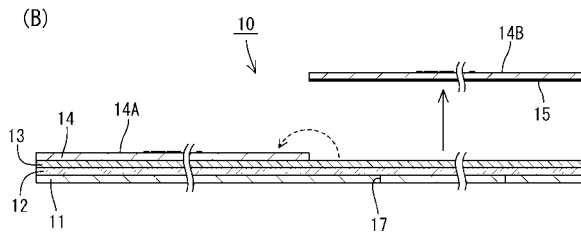
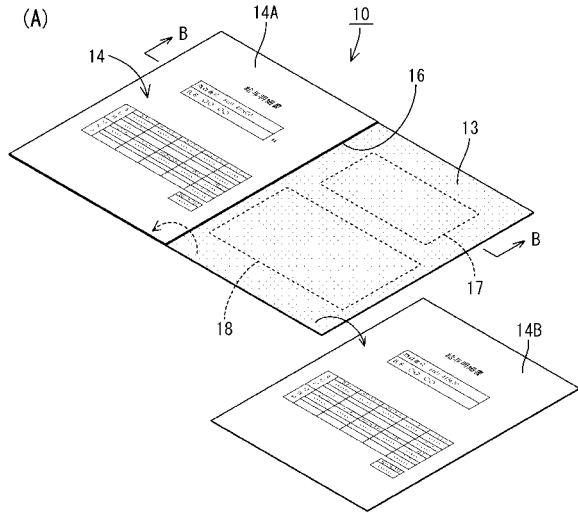
【 図 1 】



【 図 2 】

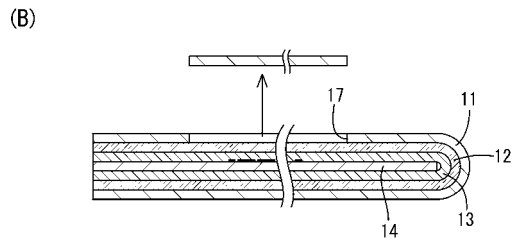
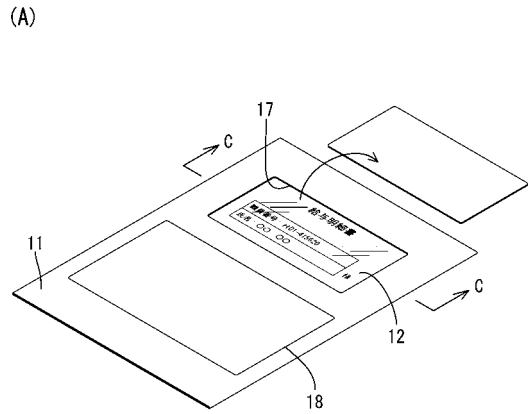


【図3】

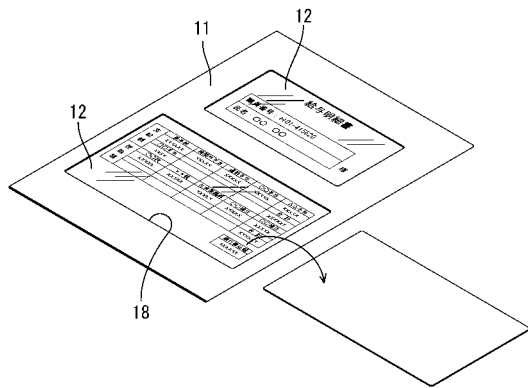


- 10, 20, 30... 親紙カード作成年紙
- 11, 21, 31, 51... 基材シート
- 12, 22, 32... 剥離フィルム
- 13, 23, 33... 粘着剤層
- 14, 24, 34, 44, 54... 剥離シート
- 14A, 24A, 34A, 54A... 第1の領域
- 14B, 24B, 34B... 第2の領域
- 15... 剥離剤
- 16, 36, 46... 切断可能線
- 17... 第1の切断可能線
- 18, 28, 38... 第2の切断可能線
- 26... 第1の切断可能線
- 29... 第2の切断可能線

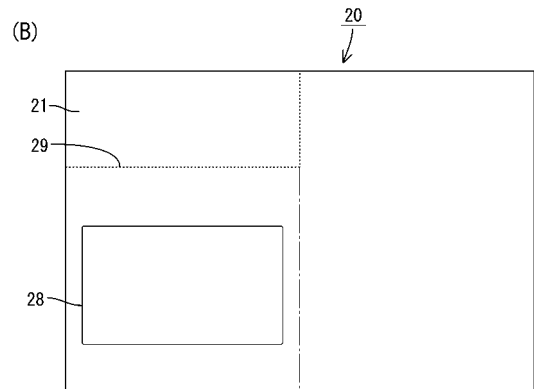
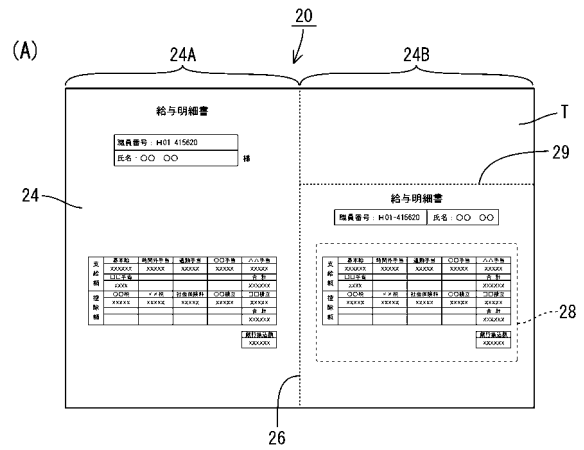
【図4】



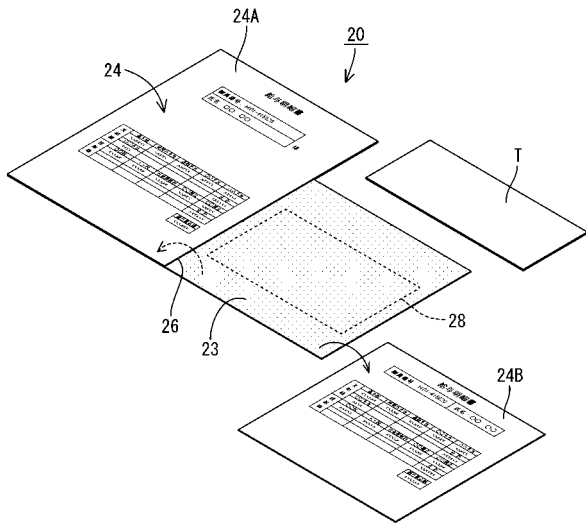
【図5】



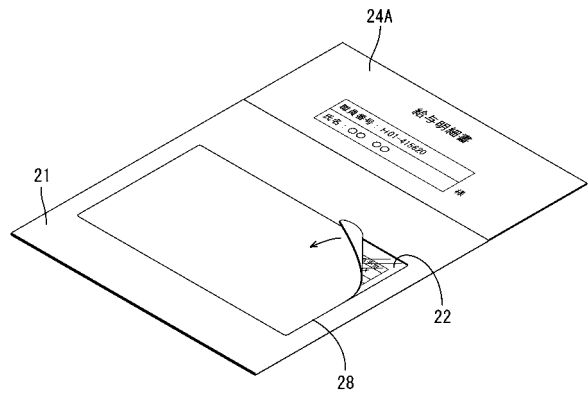
【図6】



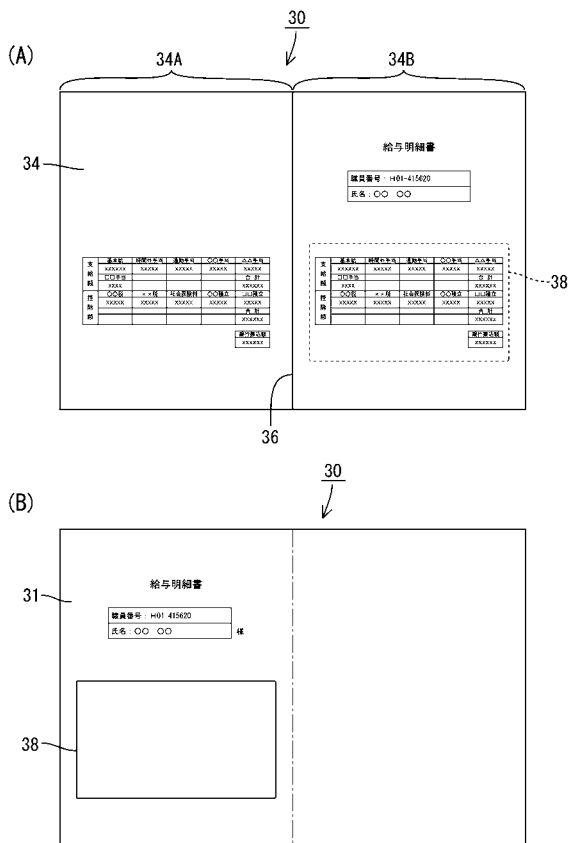
【図7】



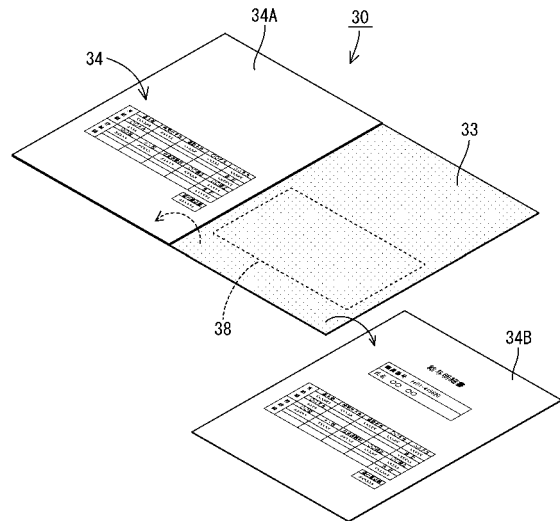
【図8】



【図9】



【図10】





---

フロントページの続き

審査官 楨 俊秋

- (56)参考文献 登録実用新案第3084782(JP,U)  
特開平11-342682(JP,A)  
特開平09-039451(JP,A)  
特開2000-211270(JP,A)  
特開平08-230358(JP,A)  
登録実用新案第3000414(JP,U)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
B42D 1/00 - 19/00  
B65D 27/00 - 27/38